



いりょうほけん 医療保険

●医療保険制度<病気のとき 安心して 病院に 行くことができるための 方法>

日本には 医療保険制度<病気のとき 安心して 病院に 行くことができるための 方法>が
あります。病気が けがで 病院へ 行ったとき お金が 安くなります。

75歳の 誕生日から 後期高齢者医療制度<75歳以上の人 が 病気のとき 安心して 病院に
行くことができるための 方法>に 入ります。

75歳より わかい人は 会社で 健康保険<病気のとき 安心して 病院に 行くことができる
方法>に 入って ください。

会社で 働いて いない人は 国民健康保険<市役所の 病気のとき 安心して 病院に 行く
方法>に 入って ください。

外国の 医療保険は 日本では 使えません。

*障害<目が 見えない、耳が 聞こえない人など>の ある65歳から 74歳の人 は 後期高齢者医療制度に入る ことができます。

●病院に 行くときは 健康保険証<病院に 行くときの カード>が あります。

医療保険<病気のとき 安心して 病院に 行くことができるための 方法>に 入ると

健康保険証<病院に 行くときの カード>を もらえます。健康保険証は 大切に してください。

医者に みてもらうときは 必ず 健康保険証を みせて ください。

日本の 中を 旅行するときも 持って 行って ください。

あなたの 健康保険証を ほかの人は 使うことは できません。

●国民健康保険<市役所の 病気のとき 安心して 病院に 行く 方法>、後期高齢者医療制度

<75歳以上の人 が 病気のとき 安心して 病院に 行くことができるための 方法>

あなたが 病院へ 行ったときのお金を 安くします。

住民登録<住所や 家族のことを 市役所に 言う>をした 外国人は 入ることが できます。

国民健康保険<市役所の 病気のとき 安心して 病院に 行く 方法>に 入っている人は

病院のお金の 30%を 払います。

後期高齢者医療制度<75歳以上の人 が 病気のとき 安心して 病院に 行くことができるため

の方法>に 入っている人は 病院のお金の10%を 払います。



いりょうほけん 医療保険

●医療保険<病気のとき 安心して 病院に 行く 方法>が お金を 出すときと 出さないとき

<医療保険の お金が 出ないとき>

赤ちゃんを 生むとき、健康診断<からだ が 元気が 調べる>、予防注射<病気に ならないために する
注射>、仕事のときの けがと 病気<労災保険<働いているときの けがと 病気>になったとき お金を
出す>から お金が 出ます)

<旅行のとき 保険証を もたずに 病院へ 行って お金を 払ったとき>

国民健康保険<市役所の 病気のとき 安心して 病院に 行く 方法>の人は 国民健康保険課<市役所の
病気のとき 安心して 病院に 行く 方法の かかり>へ 行って ください。

後期高齢者医療制度<75歳以上の人 が 病気のとき 安心して 病院に 行くことができる
方法>の人は 後期高齢者医療保険課<75歳以上の人 が 病気のとき 安心して 病院に 行くことができる
ための 方法の かかり>へ 行って ください。支所、地域事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンター

へ 行ってください。持って いくものは、病院の 領収書と 診療明細書<医者が 調べたところを 書いた
紙>、通知カード<おしらせの カード>や マイナンバーカード<あなただけの 番号が 書いてある

カード>、保険証<病院に 行くときの カード>、預金通帳<国民健康保険の人は 世帯主<家族の
代表の人>の 名前のも、後期高齢者医療制度の人は 保険に 入っている人のもの>、印鑑です。

まちがいが なければ お金が 返ってきます。国民健康保険の人は 病院に 払った お金の70%が
返ってきます。後期高齢者医療制度の人は 90%が 返ってきます。

<たくさん お金を 病院に 払ったとき>

1か月の 間に 病院に 払った お金が、決まった 値段より 多くなったときは、お金が 返ってきます。

<保険に 入っている人が 赤ちゃんを 生んだときや 死んだとき>

国民健康保険に 入っている人が 赤ちゃんを 生んだときは 40万4千円の 出産育児一時金<赤ちゃんを
生んだとき もらう お金>を もらうことが できます。

産科医療補償制度<赤ちゃんの病院が 入っている 方法>に 入っている 病院で 生んだときは
42万円を もらうことができます。

国民健康保険と 後期高齢者医療制度に 入っている人が 死んだときは 5万円の 葬祭費を もらう
ことができます。

わからないことは 市役所の 1階にある 国民健康保険課か 後期高齢者医療保険課に 聞いて ください。

国民健康保険課 電話 079-221-2341
後期高齢者医療保険課 電話 079-221-2315